

森林再生ツアー業務委託プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

江東区は、ゼロカーボンシティ江東区の実現に向け、森林環境譲与税を新たに活用し、連携自治体の森林において植樹等、森林を再生することの体験を通して、森林の整備や保全及び木材利用推進に関する区民の意識醸成と行動変容につなげていくため「森林再生プロジェクト」の一環として、植樹等、森林や木材と触れ合う体験の機会となる「森林再生ツアー」を実施する。

区民の意識醸成と行動変容につながる本ツアーの実施にあたり、より効果的に目的を達成することができるツアーの企画と、安定して着実なツアーの実施が可能な事業者を、プロポーザル方式で選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 森林再生ツアー業務委託
- (2) 業務内容 別紙 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年9月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託上限額 2,533,680 円（消費税込・参加者から徴収する参加費を差し引いた後の金額）

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去5年間に、地方公共団体の自治体が発注した同種業務（ツアー運営業務）の運営受託実績があること。
- (7) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種旅行業の登録を

受けていること。

4. スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和8年6月15日(月)～令和8年7月14日(火)17時まで
- (2) 質問受付期間
令和8年6月15日(月)～令和8年6月26日(金)17時必着
- (3) 質問回答日
令和8年7月3日(金)
- (4) 参加表明書および企画提案書の提出期限
令和8年7月14日(火)17時必着
- (5) 1次審査
令和8年7月中旬～下旬
- (6) 1次審査結果通知
令和8年7月28日(火)頃
- (7) 2次審査
令和8年8月7日(金)
- (8) 最終選定結果通知
令和8年8月中旬～下旬

5. 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ① 公募期間：令和8年6月15日(月)～令和8年7月14日(火)17時まで
 - ② 公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 提出書類
 - ① 参加申込書(様式1)1部
 - ② 価格提案書(見積書)1部
様式任意。本体価格及び消費税10%の金額、積算内訳を記載。宛先は「江東区契約担当者」とする。
 - ③ 法人登記事項証明書または登記簿謄本(原本) 1部
※発行日から3ヶ月以内のもの。
 - ④ 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明 1部
※発行日から3ヶ月以内のもの。
 - ⑤ 直近3年分の財務諸表 1部
 - ⑥ 会社概要書(様式2)1部
 - ⑦ 執行体制報告書(様式3)1部

⑧ 令和3年以降の同種業務実績報告書（様式4）10部

⑨ 企画提案書 10部

A4 10枚以内（両面印刷可、ページ番号をつけること）、書式自由

※真に必要な場合を除き、会社名や、これを類推できるような事項を記載しないこと。

※以下の内容を盛り込むこと。

- ・業務実施計画
- ・ツアーの行程、ツアープログラムの内容（なお、昼食については詳細なメニューを提示せず、概要とすることも可能）
- ・ツアーの告知、募集の方法
- ・個人情報保護にかかる体制
- ・参加者決定後の参加費の徴収方法や直前及び当日のキャンセルを防ぐ方法
- ・ツアー当日及び募集業務等ツアー当日以外にトラブルが生じた場合の体制

【提出書類①～⑨注意事項】

※真に必要な場合を除き、個人情報や、これを類推できるような事項を記載しないこと。

※指定の様式については、区ホームページよりダウンロードのうえ、作成すること。

※提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

(3) 提出期限

令和8年7月14日（火）17時必着

※ 提出期限後に到着した書類は無効とする。

(4) 提出方法

持参（平日の9時～17時）又は郵送

※持込み先・送付先は、10. 担当部署まで

(5) 質疑・回答

① 受付期間：令和8年6月15日（月）～令和8年6月26日（金）17時まで

※ 提出期限後に到着した書類は無効とする。

② 質問方法：様式5「質問書」に質問内容を記入し、10. 担当部署あてにメールにて提出

③ 回答方法：質問への回答は、令和8年7月3日（金）までに区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。

6. 審査方法

1次審査は提出された書類について、2次審査はプレゼンテーション及びヒアリングについて、江東区職員で組織する「森林再生ツアー業務委託事業者選定委員会」が審査を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 1次審査

- ① 提出書類について、別紙「評価基準」に基づき審査を行い、採点が高い事業者から順に3事業者程度を第2次審査対象者として選定する。
- ② 審査結果は、1次審査結果通知日に全社あてにメールで通知する。

(3) 2次審査

- ① 提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。会場・時間等の詳細は、1次審査結果とともに通知する。時間は、1社あたり35分（説明15分、質疑応答20分）である。
- ② 説明方法
業務責任者が同席し、本業務を受託した際に主体的に担当する者が企画提案書に沿って説明を行うこと。参加人数は5人までとする。パワーポイントを使用する場合には、自社のパソコンを持参すること。（プロジェクター及びスクリーンは区が用意する）。
- ③ 審査結果は、1次・2次審査全体の結果として、最終選定結果通知日に1次審査通過者あてにメール及び郵送で通知する。

(4) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、1次・2次審査の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 合計点が同数である者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、2次審査参加者に選定又は非選定の結果をメール及び郵送で通知する。また、契約締結後、区ホームページにおいて、以下の項目を公表する。

① 候補者の名称、総合点及び選定理由

② ①以外の申込者の総合点

(①以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない)

8. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度確認を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式6)を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (3) 企画提案書及び価格提案書については、1社につき1提案に限る。
- (4) 全ての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (5) 参加申込書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、申込者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

10. 担当部署

江東区 環境清掃部温暖化対策課環境調整係

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

(江東区役所防災センター6階5番窓口)

電話 03-3647-6124〔直通〕

F A X 03-5617-5737

メール 380200@city.koto.lg.jp